

# 岐阜県公報

号 外 (ハ) 令 和 三 年 四 月 一 日

## 目 次

### 規 則

- 天災融資法による補助金交付条例施行規則の一部を改正する規則
- 岐阜県農業企業化資金助成規則の一部を改正する規則
- 農業保険法施行細則の一部を改正する規則
- 岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の一部を改正する規則

(農業経営課) 一  
(同) 三  
(同) 五  
(同) 六

## 規 則

天災融資法による補助金交付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百六十七号

天災融資法による補助金交付条例施行規則の一部を改正する規則

天災融資法による補助金交付条例施行規則(昭和三十三年岐阜県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第五条中「基き」を「より」に、「正副三部」を「正副三部」に、「県事務所長」を「農林事務所長」に改める。

別記第一号様式中「第1号様式」を「第2号様式」に改め、「第1号」を削る。

別記第二号様式を次のように改める。

## 第2号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

市町村長 氏 名

請 求 書

次のとおり補助金を交付されたく請求します。

金 円

ただし、 年 月 日付岐阜県指令第 号に係る経営資金（事業  
資金）に対する利子補給費（損失補償費）補助金

|       |  |
|-------|--|
| 発行責任者 |  |
| 担当者氏名 |  |
| 連絡先   |  |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県農業企業化資金助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十八号

岐阜県農業企業化資金助成規則の一部を改正する規則

岐阜県農業企業化資金助成規則（昭和三十六年岐阜県規則第四百十五号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「㊦」を削る。

別記第四号様式中「次」を「、次」「つけ」を「付け」に改め、「㊦」を削る。

別記第八号様式中「㊦」を削り、「みじ」を「みじ」に改める。

別記第九号様式を次のように改める。

第9号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

融資機関

住 所

名 称

代表者職氏名

農業企業化資金利子補給金交付請求書

年 月 日付け第 号により交付の決定を受けた農業企業化資金利子  
補給金 円を請求します。

|       |  |
|-------|--|
| 発行責任者 |  |
| 担当者氏名 |  |
| 連絡先   |  |

別記第十号様式中「<sup>㊦</sup>」を<sup>㊧</sup>。

別記第十一号様式中「次」を「、次」<sup>㊦</sup>「、共同」を「又は共同」<sup>㊦</sup>「つける」を「付ける」<sup>㊦</sup>「この資金の借入に際し」を「、この資金の借入に際し」<sup>㊦</sup>「この資金の借入により活発」を「、この資金の借入れにより活発」<sup>㊦</sup>「この資金の借入により旺盛」を「この資金の借入れにより旺盛」<sup>㊦</sup>「行なう」を「行う」<sup>㊦</sup>「行わない」を「行わない」<sup>㊦</sup>を<sup>㊧</sup>。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農業保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 義 孝

岐阜県規則第百六十九号

農業保険法施行細則の一部を改正する規則

農業保険法施行細則（昭和四十三年岐阜県規則第百十号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「第1号様式」を「第1号様式（第2条関係）」<sup>㊦</sup>「<sup>㊦</sup>」を<sup>㊧</sup>。

別記第二号様式中「第2号様式」を「第2号様式（第2条関係）」<sup>㊦</sup>「<sup>㊦</sup>」を<sup>㊧</sup>。

別記第三号様式中「第3号様式」を「第3号様式（第2条関係）」<sup>㊦</sup>「<sup>㊦</sup>」を<sup>㊧</sup>。

別記第四号様式中「第4号様式」を「第4号様式（第2条関係）」<sup>㊦</sup>「<sup>㊦</sup>」を<sup>㊧</sup>。

別記第五号様式中「第5号様式」を「第5号様式（第2条関係）」<sup>㊦</sup>「<sup>㊦</sup>」を<sup>㊧</sup>。

別記第六号様式中「第6号様式」を「第6号様式（第2条関係）」<sup>㊦</sup>「<sup>㊦</sup>」を<sup>㊧</sup>。

別記第七号様式中「第7号様式」を「第7号様式（第2条関係）」<sup>㊦</sup>「<sup>㊦</sup>」を<sup>㊧</sup>。

削る。

別記第八号様式中「第8号様式」を「第8号様式（第2条関係）」<sup>㊦</sup>「<sup>㊦</sup>」を<sup>㊧</sup>。

別記第九号様式中「第9号様式」を「第9号様式（第2条関係）」<sup>㊦</sup>「<sup>㊦</sup>」を<sup>㊧</sup>。

別記第十号様式中「第10号様式」を「第10号様式（第2条関係）」<sup>㊦</sup>「<sup>㊦</sup>」を<sup>㊧</sup>。

別記第十一号様式中「第11号様式」を「第11号様式（第2条関係）」<sup>㊦</sup>「<sup>㊦</sup>」を<sup>㊧</sup>。

別記第十二号様式中「第12号様式」を「第12号様式（第3条関係）」<sup>㊦</sup>「<sup>㊦</sup>」を<sup>㊧</sup>。

別記第十三号様式中「第13号様式」を「第13号様式（第3条関係）」<sup>㊦</sup>「<sup>㊦</sup>」を<sup>㊧</sup>。

別記第十四号様式中「第14号様式」を「第14号様式（第3条関係）」<sup>㊦</sup>「<sup>㊦</sup>」を<sup>㊧</sup>。

別記第十五号様式中「第15号様式」を「第15号様式（第3条関係）」<sup>㊦</sup>「<sup>㊦</sup>」を<sup>㊧</sup>。

別記第十六号様式中「第16号様式」を「第16号様式（第3条関係）」<sup>㊦</sup>「<sup>㊦</sup>」を<sup>㊧</sup>。

別記第十七号様式中「第17号様式」を「第17号様式（第3条関係）」<sup>㊦</sup>「<sup>㊦</sup>」を<sup>㊧</sup>。

別記第十八号様式中「第18号様式」を「第18号様式（第3条関係）」<sup>㊦</sup>「<sup>㊦</sup>」を<sup>㊧</sup>。

別記第十九号様式中「第19号様式」を「第19号様式（第3条関係）」<sup>㊦</sup>「<sup>㊦</sup>」を<sup>㊧</sup>。

別記第二十号様式中「第20号様式」を「第20号様式（第3条関係）」<sup>㊦</sup>「<sup>㊦</sup>」を<sup>㊧</sup>。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十号

岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の一部を改正する規則

岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則（平成十三年岐阜県規則第百三十三号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「田」を削る。

別記第四号様式中「田」を削り、同様式注第一号及び第二号中「記入」を「記載」に改める。

別記第九号様式中「田」を削り、「み」を「み」に改める。

別記第十号様式を次のように改める。

第10号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

融資機関 所 在 地  
名 称  
代表者職氏名

農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた農業経営負  
担軽減支援資金利子補給金 円を請求します。

|       |  |
|-------|--|
| 発行責任者 |  |
| 担当者氏名 |  |
| 連絡先   |  |

別記第十一号様式中「四」を削る。  
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和三年四月一日発行

発 行 者  
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐 阜 県 庁

編 集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐阜文芸社